※記入例

緑地設置計画概要(低層住宅)

緑化完了確認年月日		年　月　日		
事業区域	地番	船橋市本町〇丁目△△番地□□他		
	用途地域	第一種低層住居専用地域		
	土地の地目	現況　宅地　（謄本　畑、山林　）		
	事業区域面積	2,245.60 ㎡　（別添実測図どおり）		
	宅地または敷地面積	2,109.55 ㎡　（別添実測図どおり）		
緑地計画	基準緑地面積	358.62 ㎡	基準緑化率	17.00%
	計画緑地面積	365.00 ㎡	計画緑化率	17.30%
	植栽樹木 高木	本		
	植栽樹木 中木	75 本		
	植栽樹木 低木	540 本		
	植栽樹木 計	615 本		
	施設緑地 基準緑地面積	㎡　（　　%）		
	施設緑地 計画緑地面積	㎡　（　　%）		
	施設緑地 算出方法等			
事業概要	事業の目的	宅地分譲		
	計画戸数・人口	15 世帯		
	建築の構造			

右ページの各樹木の合計と同じ数値が入ります。

注）緑化率の算定は、緑化面積／宅地又は敷地面積とする。

（緑地面積の算出方法等）

1．緑地面積：

基　準　値＝2,109.55㎡×0.17=358.6235≒358.62㎡

※緑地面積及び緑化率は、小数点以下3桁目を切り捨て、小数点以下2桁目までの表示とする。

2．植栽樹木数：

（必要中木本数）：358.62㎡÷10㎡× 2本＝71.724　→　72本

（必要低木本数）：358.62㎡÷10㎡× 15本＝537.93　→　538本

※樹木の基準本数については、小数点以下を繰り上げ、整数とする。

※高木1本を中木2本又は低木15本と同等数量とみなすことができます。

連絡先	（株）△△設計　担当者　〇〇〇〇　電話 123-456-9999 ※書類作成者の連絡先等の記入をお願いいたします。

植栽樹種名	高木（本）	中木（本）	低木（本）
ﾍﾞﾆｶﾅﾒﾓﾁ		75	
ｻﾂｷﾂﾂｼﾞ			540
計		75	540

（施設緑地）

主な樹種等	本数（本）	保全の方法等（保存・移植・補植の別等）	

備考

※本見本は、「船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例及び同条例施行規則」に基づく緑地確保基準を使用しております。「船橋市環境共生まちづくり条例」適用時は、緑地確保基準が異なりますので、ご注意願います。

緑地設置計画概要（低層住宅）※用途地域またがりタイプ

※記入例

緑化完了確認年月日		年　月　日		
事業区域	地番	船橋市本町〇丁目△△番地□□他		
	用途地域	第一種低層住居専用地域、第一種住居地域		
	土地の地目	現況　宅地　（謄本　畑、山林　）		
	事業区域面積	2,245.60 ㎡　（別添実測図どおり）		
	宅地または敷地面積	2,109.55 ㎡　（別添実測図どおり）		
緑地計画	基準緑地面積	334.11 ㎡	基準緑化率	15.83%
	計画緑地面積	340.66 ㎡	計画緑化率	16.14%
	植栽樹木 高木	本		
	植栽樹木 中木	70 本		
	植栽樹木 低木	510 本		
	植栽樹木 計	580 本		
	施設緑地 基準緑地面積	㎡　（　　%）		
	施設緑地 計画緑地面積	㎡　（　　%）		
	施設緑地 算出方法等			
事業概要	事業の目的	宅地分譲		
	計画戸数・人口	15 世帯		
	建築の構造			

右ページの各樹木の合計と同じ数値が入ります。

注）緑化率の算定は、緑化面積／宅地又は敷地面積とする。

（緑地面積の算出方法等）

1．緑地面積：　第一種低層住居専用地域：1,619.42㎡、第一種住居地域：490.13㎡

基　準　値＝(1,619.42㎡×0.17)＋(490.13×0.12)=334.117≒334.11㎡

※緑地面積及び緑化率は、小数点以下3桁目を切り捨て、小数点以下2桁目までの表示とする。

※用途地域がまたがる場合は、用途地域別敷地求積図が必要になります。（三斜求積もしくは座標求積）

2．植栽樹木数：

（必要中木本数）：334.11㎡÷10㎡× 2本＝66.822　→　67本

（必要低木本数）：334.11㎡÷10㎡× 15本＝501.165　→　502本

※樹木の基準本数については、小数点以下を繰り上げ、整数とする。

※高木1本を中木2本又は低木15本と同等数量とみなすことができます。

連絡先	（株）△△設計　担当者　〇〇〇〇　電話 123-456-9999 ※書類作成者の連絡先等の記入をお願いいたします。

植栽樹種名	高木（本）	中木（本）	低木（本）
ﾍﾞﾆｶﾅﾒﾓﾁ		70	
ｻﾂｷﾂﾂｼﾞ			510
計		70	510

（施設緑地）

主な樹種等	本数（本）	保全の方法等（保存・移植・補植の別等）	

備考

※本見本は、「船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例及び同条例施行規則」に基づく緑地確保基準を使用しております。「船橋市環境共生まちづくり条例」適用時は、緑地確保基準が異なりますので、ご注意願います。